

Title	経済史考料
Sub Title	Keizaishi-koryo
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.4 (1981. 8) ,p.337(1)- 352(16)
JaLC DOI	10.14991/001.19810801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

経済史考料

渡辺 國廣

私は、この5月14日、掲げたような題により、経済学会で、報告をした。司会は、高山隆三君で、参集した者は、10名をいくらか越えていた。私がしゃべったことに対し、参集者の間から、質問が出た。質問の大部分は、私の専攻とは別の分野で精進している同僚からのものだっただけに、かえって貴重であった。専攻を同じくする同僚からの発言を含め、私の報告に向けられた注文のすべてに対し、たった今、まっとうに答えるのは、私にとり、任が重いようである。でも、参集者の提言を考慮に入れ、この稿は仕上げられている。

なお、本稿を、私は、去年の11月に私が出した同じ題名を持つ本⁽¹⁾のあとがきの積りでまとめた。本稿は、相互に関連ある二つの文章からなる。

今、なぜ、この本か

掲げた題は、私が最近に出した本の表題でもある。今、この本について、触れる。そのことにより私は、私がフランス滞在中にしたことの一端を紹介することになろう。なぜなら、この本は、私がフランス滞在中にした仕事のうち、アミアンにあるソム県文書館でしたことを基本としているからであった。

とはいっても、この本、その中身たるや、ソム県文書館にある17世紀の文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの代物。そういう中身だけに、私がフランスまで出かけ、この本を作った理由を明らかにすることは、著者としての私の責任と考える。だから、真っ先に、私は、

注(1) 『経済史考料』慶応通信 1980 70p 22cm 本文は仏語。

この本を作った理由を述べることになろう。それに続いて話そうと思うのは、この本が仕上がるまでの妥協の数々。今、それらを振り返り、文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べて見るといふ最初の方針が貫けたというだけでも、私は、幸運と思っている。こちらの都合に合わせ、文書館の扉を開くのは、私にとり、やはり、大変なことだった。事実、今度の本、さんざんな妥協の末の所産。

そんな本でも、私は、一人歩きさせている。話の結びのところで、私は、この本を一人歩きさせた理由について、触れる。文書の山に踏み込むため、フランスまで出向く人たちにとり、他山の石にでもなればとの私の思いを、私としては、今回の本、経済史考料から、汲んでほしいと願っているのだが。

この本を作った動機

自明の通り、この本、中身といったら、文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの代物。すべてを終えた今、実にたわいもないものを作ったというのが、私のいつわらない気持である。でも、フランス滞在中のある時期、この本を作るため、私が懸命だったのは、確か。ということになると、どういう動機から、私がこの本に向かったかを、しゃべらなければならない。

実は、この本、託された講義にルーツを持つ。その講義というのは、大学院経済学研究科の経済史専攻に設けられた外国古文書実習。外国古文書実習が設けられた狙いは、外国の文書を、受講者と一緒に読み合うことにより、外国の文書を、受講者により近いものにしようということにあった。この科目、目下は、休講の扱いである。が、開設された昭和44年から、最終の昭和52年にかけての8年間、経済学部の西洋経済史のスタッフが、それぞれの専攻に応じ、手分けをし、この科目の消化のため、精を出した。私は、フランス経済史の専攻者だから、フランスの文書の解読ということ、この科目の担当者となっている。そして、この科目が開講されている間、終始、私は、その担当者だった。

だというのに、閉口した思い出ばかり残るのが、この講義である。私をもっとも閉口したのは、わが国に、フランスの文書がないという現実だった。わが国に、フランスの文書が現存しない以上、フランスの文書を、受講者の間に提示するなど、できない相談。文書が提示できなくて、何で、外国古文書実習かと、私は憂鬱になってしまった。次善の策としては、すでに活字に移された文書から拾い、これを、受講者のため提示するということが考えられよう。しかし、そうするのが、この講義に対するもっとも現実的な対応の仕方でもあった。事実、私は、自分の分担分に対する責任を果すため、この次善の策によって来た。でも、それすら、考えるほどすんなり運ばなかったのが、いつわらざるところ。決定的な障害といえば、わが国に、刊行文書が、フランスに関しては、少な

いということだった。少ない刊行文書のなかから、受講者に提示していいと思われる文書を探し出すのは、大変であった。私は手を尽くし、文書を探している。しかし、思ったような文書は、ついに、発見不能だった。わが国にある限りのフランス刊行文書を動員しても、講義をまっとうにカバーできる文書が拾えなかったのである。こうしたみじめな結果も、私が、経済史専攻に設けられた科目にふさわしい文書を、わが国に数ないフランス刊行文書から拾おうとしたり、また、文書を拾うに際し、私が、受講者の立場を強く意識したりした結果であれば、甘受しなければならない結末と見るのが、私。それにしても、大変な講義を引き受けてしまったと、私は深い憂いに沈んだことであった。

打開策を、何か、考えなければ。局面打開のため、私はフランスに、私の窮状を訴える手紙を出して見た。出した先は、パリにある国立文書学校。この学校は、文書学者を養成する高度の専門機関として、世界に名が通っている。私が国立文書学校にぶつけた文面は、文書の解説訓練用に、国立文書学校が、どんな教材を使っているか、初学者向けの教材でもあれば、送ってほしいという内容であった。私のこの依頼に対し、国立文書学校は、文書のコピーを集録したものだといって、一つの文献を教えてくれた。制作は、国立文書館。実際、手にして見ると、間違いなく、教材。にもかかわらず、そこに集録してある文書のコピーはどれも、経済史と無縁のものばかり。⁽²⁾15分冊からあり、この始末。

しかし、せっかく入手できた文書のコピー、なかに、経済史の文書として拾って差し支えないと思われるもの、数点があったので、それらを取り出し、講義のため利用しようかと、考えては見た。が、何とも、量が、不足。数点の文書のコピーを持ち出して、講義の体裁が取り繕えるなど、考えるのは、論外な話。それにしても、この数点のものには、私が解説できない箇所が、やたら多い。だから、文書のコピーを受講者の前に持ち出す以前に、文書自体の解説という大問題が、私の前に立ちはだかったことになる。国立文書学校から教えられた文献では、あいにくと、文書の解説にまでは、及んでくれている。文書を解説する力が、私に、不足する以上、手にできた文書のコピーも、私には、まったくの無用の長物と化してしまった。

文書があっても、読めなくては、話にならない。打開策を求め、私は、再度、国立文書学校に、助けを求めて見た。これに対し、国立文書学校は、私のため、二つの文献があることを伝えて来て⁽³⁾

注(2) 1) La vie quotidienne au Moyen Age 2) Les villes et le commerce au Moyen Age 3) Les Grandes Figures du Moyen Age français 4) Henri IV 5) La vie quotidienne sous l'Ancien Régime 6) La France de 1848 à 1851 7) La Convention Septembre 1792-Octobre 1793 8) La Convention Octobre 1793-Avril 1795 9) La vie quotidienne pendant la Révolution 10) Napoléon Bonaparte 11) La France sous la Restauration 1815-1830 12) La France de 1830 à 1848 13) Les Cahiers de Doléances 14) Louis XIV et les Écrivains 15) La France de 1789 à 1792.

(3) Jean Kaulek & Eugène Plantet, *Recueil de Fac-Simile pour Servir à l'étude de la Paléographie Moderne (XVII^e et XVIII^e siècles)*, Paris, 1889. Maurice Prou, *Manuel de Paléographie. Recueil de Fac-Similes d'Écritures de V^e au XVII^e siècle*, Paris, 1904.

いる。それらを手に取って見ると、文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの代物。国立文書学校が、こんな二つのものでも、私に対し示して来たのは、それらを手がかりに、文書の解読に習熟するよりの配慮からだったと思う。文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの中身であるから、文書の解読に習熟するには、これら二つが、打ってつけの文献であるのは、確実。私は、国立文書学校が、私のため寄せた好意に、感激した次第である。と同時に、私は、そこで解読されている文書が、経済史に重点を置くものであってくれればなどと、まったく虫がいいことを考えるようになっていた。解読の対象が、主に、王の筆蹟というのは、何とも、残念。もし、真実、経済史に重点を置いていたなら、託された講義のため、これら二つを、ストレートに利用できるわけ。そんな虫がいいことを考えながらも、私は、一步を進め、これら二つにならない、文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの本でも、経済史にまとをしぼり、作って見ようかと、思うようになって来た。今、話題にしている本、経済史史料は、そうした線上になったもの。

文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの本を、経済史にまとをしぼり、作るとなれば、経済史に近い文書について、何とか、コピーがほしいところ。そこで、私は、再々度、フランスに手紙をぶつけて見ることにした。今度は、文書のコピーを集めるのが目的だから、私が手紙をぶつけた先は、パリにある国立文書館。フランスでは、早くから、文書館活動が盛ん。パリにある国立文書館は、いわば、その中心的な存在で、収蔵文書の質と量において、高い評価を受けているのは、周知のところ。私が国立文書館に依頼した向きは、何種類か挙げた文書のそれぞれについて、国立文書館に所蔵の文書から、典型的なものを選び、コピーを送ってほしいという内容だった。国立文書館からの返事によれば、国立文書館の所蔵目録により文書の整理記号を調べた上、折り返し、申し出るよりのこと。それに添え、同じ返事のなかで、フランスの文書館の文書整理の方針を解説した分厚い政府刊行物のことを、伝えて来ている。ただし、この政府刊行物が意図するところは、邦語の関連文献によっても、キャッチできそう。ともあれ、好意あふれる返事、間違いなくそうなんだが、私はこの返事から、文書のコピーを取り寄せようにも、文書の整理記号を付さねば、どうにもならないという現実が持つ重みを、思い知らされてしまった。ひるがえって、わが国に、国立文書館の所蔵目録はない。だから、わが国にいて、文書の整理記号はおろか、所蔵文書の実相を知ることすら、不可能。であれば、もう、私は、国立文書館を相手に、何事も進めることができないというわけ。こんな次第で、文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの本を作るという私の計画は、あえなくついでってしまった。折もよく、その頃、外国古文書実習、休講の扱いとなっている。

託された講義のため、私は手を尽くした。しかし、何の实りも得ずじまいである。これでは、講

注(4) *Manuel d'Archivistique*, Paris, 1970.

経済史考料

義がまともに運べたなどと、間違ってもいえない。そのつらさを、私は、いつか晴らしたいものと、チャンスを狙っていた。文書を手にはできなければ、晴らすチャンスがないということだけは、明白。しかし、フランスまで出向かねば、文書に手が届かない。私は、いずれフランスに出向く時が来るまで、国立文書館を頼りに作ろうとした本の完成を、待つことにした。文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べるといだけの本ではあるが、それを作り、私は、託された講義にまつわるつらい思い出を、少しでも薄めたかったというわけ。実際、フランスに行き、仕上げたのが、この本、経済史考料である。

この本が仕上がるまでの妥協の数々

私が、フランスでしようとした仕事の一つは、文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの本を、経済史にまとをしぼって、作るということ。この本を作るにいたった事情をめぐっては、たった今、しゃべり終わったので、続いては、文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけの本を作るという既定の方針を貫くため、フランスまで出向いた私が、真実、文書の山と対しながら、よぎなくされた妥協のいくつかについて、触れることにしよう。この本を見れば、私が、既定の方針を貫けたのは、明白な事実。でも、また、既定の方針を貫くため、私が、文書の山と対しながら、大きな妥協をよぎなくされたというのも、間違いのない事実。

予定した本を作るには、文書を手にはできることが先決だぐらい、私とて、すでに、百も承知のところ。フランスで、文書を見ることができる場所といえば、文書館。フランスには、パリの国立文書館を頂点として、県ごとに、県文書館がある。私は、数ある県文書館の一つ、アミアンにあるソム県文書館で、文書を見、この本をまとめて来た。ソム県文書館を選んだについては、偶然という以外の理由がないのが、真実である。でも、わが国に、フランスの文書館の所蔵目録がなく、だから、収蔵文書の実相をつかめない以上、私のようなことで文書館にたどり着くというのでも、私は、仕方ないとすら、思っている。たまたまたどり着いたソム県文書館だったが、文書を、経済史にまとをしぼって拾うということができた私は、果報者。しかし、ソム県文書館が、文書を、経済史にまとをしぼって拾うため、果して適切だったかどうか、この本について、なお、私は、そうした疑問を持ち続けている。

とはいえ、事実として、私は、ソム県文書館にたどり着き、ソム県文書館の所蔵目録を頼りに、めざす文書を拾い集めるという作業にかかった。すでに、ソム県文書館は、各種取りまぜ、厩大な量の目録を作成している。刊行分だけでも、全部を積み上げると、1メートルの高さに達するくらい。うち、主体とも目される摘要目録は、文書ごとに、ごく簡単ながら、内容説明を付すという丁寧なもの。1883年に、初発、引き続き、今にいたるまでの間に、14点を完成。私は、ソム県文書館

の摘要目録の一冊一冊のページを、丹念にくり、経済史にまををしぼって、これはと思う文書を拾い上げて行った。それが終わったところで、私は、拾い上げた文書を、整理記号により、借り始めた次第。しばらくの間、私は、手もとに運び出されて来た文書の山に、ざっとでも眼を通すという毎日を、続けた。

こうした何日かが続くなかで、私が気づいたことは、時代が新しくなるにつれ、文書は、読みやすくなって来るということ。この事実をもとに、私は、拾い上げた文書を、時代により区分して見た。案の定、16世紀までの文書については、私が解読できる範囲内に、ない。しかし、17世紀以降の文書なら、何とか解読できそうだというのが、私の見通し。私が予定した本では、文書を、解読の対象としてだけ見ているわけであるから、こうした見通しが立ったということだけでも、私にとり、大きな前進である。予定した本を、私は、私でも何とか解読できそうな17世紀以降の文書により、作って見ることにした。それにしても、私は、17世紀以降について、かなりの量の文書を拾っている。拾った文書を、革命までで打ち切っても、18世紀については、17世紀よりも、拾った文書の量が、かなり多い。量の多少は、何とか解読できそうだとっても、なお、私にとり、重大な問題であり、18世紀について拾った文書は、うんざりするほどの量。逆に、17世紀の文書なら、大丈夫の量。そんなわけで、私は、17世紀の文書の山に限り、挑戦することにした。事実、この本、17世紀の文書だけを、並べている。

それだけのものを並べるため、当然、私は、17世紀について拾った文書を前に、大なたを振った。何とか解読できそうだというのは、私の単なる見通し。真実、読めるか、不安な私は、17世紀について拾った文書から、真っ先に、私にとり読みやすい字体の文書だけを取り上げて行った。なかに、難なく読める文書が、まじる。何と、これが、模写。フランスでは、オリジナルを欠けば、模写をもって、オリジナルに代えることができると、いわんばかり。目録を見れば、模写が、まったくのオリジナル扱い。ただ、目録は、模写である旨、注をつけているだけ。それは、ともかく、私としては、模写を、排除。模写を避け、読みやすい字体の文書だけを拾ったあと、続いて、私がしたことは、読みやすい字体と見て拾った文書のなかからさえ、長大な文書をはねるという操作。なぜなら、何とか解読できそうだがぐらいでは、長大なものに取り組むことに、私は、危険を感じたからである。というほか、予定した本に、可能な限り多くの文書を盛り込みたいとの考えが、私には、あり、短い文書に対する指向が起った次第。文書は、通例、長い。にもかかわらず、短い文書だけ捨てるという決定を、私はしてしまっている。この本に、短い文書だけが並ぶことになったのは、そうした理由によるものである。しかし、また、手もとに残った短い文書から、続いて、私は、書込みがあるのを、すべて、オミット。これによる減量は、大きい。最後に、私は、コピーが困難そうなものを、除いている。文書を見ると、一枚の薄い紙の表と裏に、べったり書きつけてある。だから、裏の字が、表に写ったり、表の字が、裏に写って出るというケースも、しばしば。これでは、せつ

かくのコピーがだいなし。コピー効果のいいものだけを捨てたということで、私が、相当量の文書を没にしたのは、事実。

文書の山と対し、私は、次から次、妥協をよぎなくされた。妥協の末に残った文書を、私は、種類分けして見た。その結果、私が知ったのは、五つの種類の文書が残ったこと。すなわち、1. 一個の人間が、生れ、結婚し、そして死んで行く事実を伝えたメモ、2. 生きるについてのよりどころである彼の家とか、土地の位置確定をめざし、作られた文書、3. 彼の周辺に起った事件に関連し、彼が権利確認を願い作った証文、4. その控、5. 彼が死後に残した財産の目録。これら五つの種類の文書は、経済史の研究書で、よく見るところ。文書の山を部類分けしながら、ついに、こうした五つの種類の文書に出会えた幸運を、私は喜んだ。

いよいよ、解読の仕事である。取り組みやすいと思って最後まで残した文書でも、活字体に移すという作業は、私にとり、非常な苦業だった。フランス滞在中の一時期、私は集中的に作業し、その間、多くのフランス人から、有益な助言を仰いでいる。彼らの助言を得ながら、解読を進めて行くうち、あらまし解読できたものから、完璧に解読できた一部を取り出し、実際に解読した結果を並べて見たのが、この本である。文書の山から選び出す経過から見て、所収の文書に、文書としての価値を問うのは、まったくの無理。所収の文書に、価値があるとすれば、文書として、またとなく鮮明だという点ぐらいただろう。ただ、所収の文書について、私は、同種の文書の体裁を伝えるにふさわしいものという配慮を、してはいるが。

この本を一人歩きさせた理由

伝えた通り、ソム県文書館で、私は、解読可能な文書を探し出すのに、汲々であった。さんざんな妥協の末、それを探し出し、実際に解読して活字体に移したものを並べ、私は、この本を作っている。とはいっても、ソム県文書館の扉を開くのは、私にとり、やはり、大変なことだった。

ソム県文書館の扉をこじ明け、作ったこの本が、まあ、何と、文書の一つや二つを並べただけの代物。そんな始末では、この本、託された講義のための講義案としても、明確に、欠陥商品。なお、それでも、この本にレゾンデートルがあるとすれば、文書の輪郭を知るため役立つといった程度のこと。そんな本と知りながら、一人歩きさせた私には、私なりの理由があって、当然だろう。

私は、わが国にいながら、フランス経済史を、研究している者。こうした私にとり、文書を見るというのは、絶望的なこと。だからといって、私が、文書の存在を振り切ってしまったといえは、真っ赤なうそ。私から、文書のこと、離れない。わが国にいて、外国研究をめざす者が負う大きなハンディといえは、プライマリーソースがないこと。そのことで、私もつらい思いを続ける一人であったわけである。せっかくのフランス滞在中に出会った文書は、私にとり、掛け替えのないもの

だった。できれば、そのいく点かでも、本として残せたらという思いが、今回の本、経済史考料を支えて来たというのは、事実である。間違いなく、この本、文書に対する私の強いノスタルジアの所産であった。

今日では、フランスまで出向くことなど、容易である。であれば、文書は、もう、誰にとっても、手の届く範囲のもの。だから、私において文書が、強いノスタルジアの対象というだけのことだったとしたら、私は、時代錯誤のそしりを免がれないだろう。文書のなかに、新しい光を求め、長期のフランス滞在を考えることすら、それほど無暴と思えない昨今だというのは、私のよく知るところ。それだけに、また、私としては、文書の輪郭を伝えるだけというこの本にも、リゾンデートルがあると思わざるを得なかった次第である。フランスまで出向き、文書と取り組もうという人たちにとり避けられない不安といったら、めざす文書が、どれほどのものか、また、めざす文書が、長期の滞在看合だけの光を、投げかけそうか、といったたぐいのこと。そうした不安に対し、この本は、文書の一部についてでも、輪郭を伝えるというだけに、かえって、確かな処方箋を用意できるはずである。

もう一人歩きを始めた本のこと。そんな本に対し、何ほどか意味を認めてほしいなどというのは、私のよくしないところである。もう一人歩きを始めている本のことだから、私としては、あとをおまかせするほかないわけ。にもかかわらず、私は、話の結びにおいて、この本に託した思いのいくつかに触れた。話題の本、経済史考料に触発され、フランスの文書の山に踏み込もうという人が続出すれば、その時こそ、この本の使命が終った時である。

二

この本が、問いかけること

私は、最近、経済史考料という本をまとめた。今、しばらく、この本を中心に、しゃべることになる。だから、この本の題名を、そっくり、話の題にした。

本といっても、この本、ご覧の通り、文書と、文書を解読して活字体に移したものを並べただけのもの。そんなものでも作るため、私は、フランス滞在中に飛び込んだソム県文書館で、文書の山と対し、悪戦苦闘を続けた。問われるとすれば、そうした悪戦苦闘のなかで仕上げたこの本が、実際、どれだけのものだったかという点であろう。これから、その点に触れる。

どれだけのことを、今度の本によりしでかしたか触れるといっても、私は、この本に盛られた文書のいちいちについて、解読の結果を、日本語に移し、披露するなどという野暮なことを、避けることにする。なぜなら、活字体に移したものを、日本語に直すのは、フランス語の素養を持った者

にとり、大して面倒と思えないからである。それでも心細いというなら、私はあえて二つの辞書を推そう。

ともあれ、今度の本が、どれだけのものだったかという問いかけに対し、私は、この本で解読した文書から、私が読み取ったものを示すことにより、答えることにした。文書といっても、フランス人の思惟を閉じ込めた狭い宇宙にも似ている。狭い宇宙に閉じ込められたフランス人の思惟を、この本に並べた文書の片々からでも、私が、もし、あぶり出すとすれば、人間、土地、そして所有に寄せるフランス人の深い思いといったところであろうか。人間といい、土地といい、また所有といい、これらをめぐっては、フランス人に限らず、私たちとて、何らかの思いを持つはず。それだけに、私としては、検討に値する対象と見るわけ。偶然に並べた文書が、これほどの問題に関する手がかりにもなったということだけでも、私は、喜ぶたいくらいである。

人間の条件

人間にとり大事といえ、出生、結婚、死亡という事実である。かかる大事を、王なりに受け止め、その結果を記録した文書が、出生 結婚 死亡メモということになる。この本の冒頭に掲げたのは、出生 結婚 死亡メモと呼ばれる文書の輪郭を伝えるため、私が、ソム県文書館に所蔵の17世紀の同種文書から、出生、結婚、死亡に関する記事を拾い、合成したものである。ご覧のように、出生、結婚、死亡という大事を、今に伝えるのは、それらの大事を、込みで、年ごと、かまわず、発生順にメモした紙片であった。

こうした出生 結婚 死亡メモのルーツであるが、1539年に、王が、教区の司祭に命じ、教区の司祭が授けた正式の洗礼に限り、一年ごとにまとめ、王の裁判所の最寄りの出先まで、報告させたことにある。その際、王は、教区の司祭に対し、受洗者の出生日の明記を、義務づけていた。出生、結婚、死亡という大事のうち、王が真っ先に注目したのは、出生。出生 結婚 死亡メモといっても、最初は、単に、出生のメモであった。もっとも、1579年には、教区の司祭に対する王の命令によって、出生のほか、結婚、死亡についても、出生と込みで、発生順に、教区の司祭が記録し、王に対し報告するということになって来る。今や、教区の司祭にとり、義務といえ、出生、結婚、死亡を、一年にわたり記録し、その結果を、年ごと、翌年の2月末までに、王の裁判所の最寄りの出先まで、報告するという。自明の如く、出生に次いで、王の関心は、結婚、死亡にまで、及んでいる。1579年以降、やっと、出生、結婚、死亡という大事が、そろって、同一の文書のなかに、登場することになった。ずばりいって、出生 結婚 死亡メモの出現である。ただ、王がいう出生

注(5) Godefroy, F., *Dictionnaire de L'ancienne Langue française et de tous ses dialectes du IX^e au XV^e siècle*, 10 Vols. Huguet, E., *Dictionnaire de la Langue Française du Seizième Siècle*, 7 vols.

者とは、正式の受洗者だけのこと。従って、死が差し迫り、応急に洗礼を授けられたり、受洗後の祝宴をはしょられたりした新生児は、同じく受礼者でありながら、略式受洗者と呼ばれ、出生者リストから除かれている。

こうしたメモでも、王が作成を命令したそもその動機は、記録用紙を、教区の司祭に売りつけ、これにより、財政収入の増加を狙うということにあったようである。最初は、1通だけ作成し、提出すればよかった。1667年からは、王の命令により、2通を、作成。その結果として増大した記録用紙の販売益により、王の財政はうるおったといわれている。事実、相当うるおい、これに気をよくした王は、1691年に、2通の作成という既定の方針を、再確認するという挙に出る始末。作成されたメモのうち、証人が署名した1通が、原本。それを、教区の司祭は、自分のところに残し、もう1通を、王の裁判所の最寄りの出先まで、届けた。出生、結婚、死亡という大事が、記録として、今に残るのは、明白な事実。そうした背後には、記録用紙の販売を、財政収入の充足のため利用しようとした王が、厳然と、控えている。出生、結婚、死亡といえば、人間の境涯そのもの。人間の境涯すら、収入源として役立てようと考えた王が、踏み切ったのが、出生 結婚 死亡メモの作成ということだったわけ。出生 結婚 死亡メモといっても、単に、それだけのものであった。出生、結婚、死亡という大事を、王はただ、財政収入を確保するための単なる手段としか、見なかったのである。

とはいっても、王が、出生、結婚、死亡をめぐる求めた報告は、かなり具体にわたっていた。1667年の命令では、受洗者について、相変らず、出生日の明記が求められている。結婚をめぐる、同じ1667年の命令は、新郎と新婦の年齢、地位、住所のほか、式に出た4人の証人が、新郎と新婦それぞれにとり、どんな関係の親族かを、明示するようにとの指示。また、死亡者について、1667年の命令では、死亡日を明記し、証人は、もっとも近い親族、友人から、各1、計2という注文をつけていた。ただし、死亡者といっても、この段階では、子供を除く。越えて、1736年、王は命令を発し、王の裁判所の出先に届ける分についても、証人の署名を求めたほか、略式受洗者についても、出生者のリストに加えることを指示している。なお、また、同じ1736年の命令は、結婚の証人について、住所を記載すること、死亡者のなかに、子供を含め、年齢を付記すること、といった指示をしていた。

ご覧の通り、王が、出生、結婚、死亡をめぐる記載を求める事項は、多くなって来ている。多ければ、それだけ、記録用紙が必要であり、いきおい、王の販売益は、増すわけ。これこそ、出生 結婚 死亡メモの作成に踏み切った王が、間違いなく、願うところ。一方、教区の司祭は、記載事項の増加により記録用紙のための出費が増すことを恐れ、記載を適当にはしょったようである。事実、ソム県文書館の同種文書について見る時、王の指示をまともに反映しているのは、何らないという始末。私としては、できたら、王の指示を踏まえたものを拾いたかったのであるが、ついに、

経済史考料

目的を果すことは、不可能であった。王の指示と、現実に作成されたものとの間のギャップは、ソム県文書館所蔵の同種文書に関する限り、相当なものである。例えば、略式受洗者が記録の対象者となった1736年以降、出生部分の記載に、何か変化が起ってもいいはず。しかし略式受洗者を加えたことを感じさせるメモには、出会わずじまい。結婚について、王の指示に従い、年齢や住所を記入したのは、皆無。子供の死亡が報告事項になった1736年以降でも、ついに、私は、子供の死亡記事を見てない。王の指示とは無関係に、記載を、適当にはしりたいという教区の司祭の側のベースで作成されたのが、ソム県文書館所蔵の同種文書で見た限りの結論であった。

教区の司祭の反応がどうであれ、出生、結婚、死亡について、王が問いかけたことは、王が期待したフランス人像を示している。まっとうなフランス人とは、王にとり、何よりも、カトリック教徒であった。王に、そうした先入観がなければ、王は教区の司祭に対し、出生、結婚、死亡をめぐり、報告を求めなかったはずである。しかし、単に、カトリック信徒というだけではなく、彼はカトリック信徒として、正式の洗礼を受けている必要がある。事実、略式受洗者がフランス人として、文書に残るような体制になるまでには、長い時間の経過を要した。正式の洗礼を受けたカトリック信徒の誕生に、王は、出生日まで確定し、その子の将来を祝福しようとしたのであった。

文書に出生者として名をとどめるのは、受洗後の祝宴の設定もいとわぬ両親の下で、丈夫に生れ落ちたフランス人だけ。まっとうなフランス人男女はまた、結婚の必要がある。しかし結婚に際し、彼と彼女は、王によれば、親族から4人の証人を立てる。この4人について、王は住所の付記を命じていた。つまり身元の確実な親族4人の立会いの下で結婚できるのが、王にとり、まともなカップルということになる。まともな手続により誕生したカップルは、王によれば、当然ながら、確たる地位、住所の持ち主である。死亡者に、子供が加えられたのは、かなり、あと。死を、親族と友人により確認されなければならないのは、大人だけであった。大人について、死が問題なのは、遺産との関係。つまり、財産を残し得る状況にある男女の死に、王は注目しただけのこと。この本の最後に、私は、遺産目録と呼ばれるものを掲げている。遺産目録の作成に寄せる王の執心ぶりから見て、王が、まともな大人の存在を、どれだけ気にしていたかが、わかろうというものである。事実、遺産のチェックは細部にわたっていた。

自明の通り、出生 結婚 死亡メモに、その記録を残す人間は、限られた人間である。この限られた人間についてすら、記載事項は、王の指示にもかかわらず、話題の本冒頭のメモから明白なように、いとも簡略であった。簡略な出生 結婚 死亡メモでも、もし、年々、長期にわたり、残っていれば、戸籍簿として機能するはず。しかし残念ながら、この種の文書は、保存状況がよくないというのが、通説である。ソム県文書館の場合とて、その例外ではなかったわけ。記載が過度に簡略である上、保存もよくないとなれば、17世紀の同種文書から、経済史の理解を深める何かを引き出すことは、無理というものである。ご案内の如く、出生 結婚 死亡メモが、王の命令で、それ

らしい形を整えるのは、1736年以降のこと。しかし、真実、王が命令した通りの内容になっているかは、私のソム県文書館での体験から、疑わしいところ。でも、最近、この本で出生 結婚 死亡メモと呼ばれた文書が、フランスにおいて経済史研究のため利用され始めており、そのことから見ると、私は単に取り越し苦勞をしているだけということになるのか。

土地をめぐる

人間は、生れ、結婚し、働かず働き、その結果として、何がしかの産をなし、死んで行く。こうした人間存在のため欠かせない場こそ、土地とか、家である。それほどの土地とか、家であれば、これらをめぐって、記録が残るのは、当然。事実、土地とか、家をめぐり、多量の記録が残っている。それらを、ソム県文書館で追った結果を、私は、この本の二番目に、領分明細として掲げた。私が、領分明細として一括した文書については、それこそ、さまざまな呼び方の文書がまじっている。呼び方は違っても、この本で、領分明細として一括した文書はどれも、人間存在のため欠かせない土地とか、家に寄せる人間の深い思いから発しているという点において、共通したものを持っていた。

それなら、土地とか、家に寄せる人間の深い思いとは、何か。人間存在のため欠かせない土地とか、家であれば、それらに寄せる人間の深い思いとは、結局のところ、自分の土地とか、家を、せめて、自分のいのちが続く間だけでも、奪われたくないというほか、できれば、今ある自分の土地とか、家を、そっくり、子々孫々まで伝えたいという感情に尽きよう。事実、人間は、この感情を突りあるものとするための英知を、早くから、あれこれ、模索し続けて来た。その挙げ句の果て、人間が到着した結論は、自分より有力な者の保護下に、自分の土地とか、家を持ち込むということである。この線に沿い、人間は自分より有力な者として、差し当り、領主を登場させ、登場を願った領主に向かい、進んで、自分の土地とか、家の保護を願い出ることにした。そうした願いを、領主は、喜んで、受ける。なぜなら、保護を引き受けた土地とか、家が多いということは、それだけ、領主の権勢が大きいことの証拠となるからである。保護を引き受けた土地とか、家が、領主の権勢の基礎である以上、保護を引き受けた土地とか、家が、どれだけのものだったかは、領主にとって、大いに気になるところ。こうして、領主は、自分が保護を引き受けた土地とか、家が、真実、どれだけのものだったかを、調べ上げるということにした。その結果が、この本で、領分明細と呼ぶものである。

そうした成立事情を持つだけに、領分明細では、領主が保護を引き受けた土地とか、家の位置確定に、多大の関心が払われて来る。領主にして見れば、自分を頼り、持ち込まれた土地とか、家のこと。せっかくの土地とか、家が、どこにあるかを、領主が、はっきりさせようと思ったとしても、

何ら、不思議ではない。ご覧の通り、領分明細により、領主は、自分を頼り、持ち込まれた土地とか、家のいちいちについて、位置確定を急いでいた。位置の確定に際し、領分明細では、領主を頼り、持ち込まれた土地とか、家が、四方を、どこに接しているか見るという手法によっている。この本に掲げた例から見ても、調査は微細にわたる。

領主を頼り、持ち込まれた土地とか、家をめぐり、位置の確定を終えた領主が、自分を頼り、持ち込まれた土地とか、家について、次に考えたことは、頼られたという事実に対する報酬源として、それらを、利用するということであった。周知の如く、領主が有力者として存在し得るのは、収入が、コンスタントにあってのこと。と同時に、領主たる以上、収入を、ぜひとも増加したいところ。こうした領主にとり、自分を頼り、持ち込まれた土地とか、家は、そこから収入を得るためのかっこうな源であったというわけ。かかる事情を反映し、領分明細では、領主を頼り、持ち込まれた土地とか、家に対し、領主が求めた負担のことを記載している。

そうした負担を、領分明細では、いろいろな名称で、呼んでいた。事実、ご覧の通り、名称は、区々。なかに、進物と訳していい用例を見かける。所収の文書では、5に注意。私は、この進物という表現以上に、領主が、自分を頼り、持ち込まれた土地とか、家に対し求めた負担を、適切に表現した名称はないと考える。それにしても、かかる負担が、それに応じなければならない土地とか、家にとり、どれだけの意味を持ったかを、領分明細から知ることは、不可能である。なぜなら、領主の下に持ち込まれた土地とか、家が、どれだけの上がりがあるものかを、領分明細は伝えてくれないからである。領分明細に記載された負担について、私が気づいたことは、負担として差し出すものに、選択権が、負担する側に認められていたということ。そのことは、今回の本のため偶然に拾った領分明細の断片5と6からも、伝わって来よう。情況によっては、これ、それがなければ、あれ、といった記載に注意。

事実、負担は、ある場合、穀物で、ある場合、貨幣で、差し出すことが、求められている。しかし、そのどちらかを、都合により選べたということは、負担する側の都合が、かなり重視されていた証拠と見たいのだが。ひどい場合、上がりがあれば、その時にという条件で、領主への負担に应付する場合もあるのは、所収の文書の断片8でも、見る通り。負担の徴収に、領主の側がかくも寛大であったのは、領分明細に記載の土地とか、家を収入源と見ることに、領主が、それほど重点を置かなくていい状況にあったこと、つまり、領分明細に記載の土地とか、家が、領主の収入源のすべてでなかったことによるとも考えられるが、しかし領分明細まで作って位置確認を急いだ土地とか、家のこと、やはり、それらが、領主にとり、収入源として大きな意味を持ったと考えるのが、常識というものであろう。

かくも重大な収入源に対し、領主は、差し出す側の都合を、しばしば、考えていた。負担が、どれほどのものであれ、差し出す側は、いつも弱い立場にあるわけ。この弱い者の立場が尊重されて

いたという現実を、17世紀の段階で早くも見るができる。召し上げる側を強者とする、負担について、あれこれ差し出す側が、差し出すものを、選択可能な状況にあったということは、注目していいと思う。弱者の側に重点を置いての対強者の関係といったものを、私は、そこに見る思いがした。とかく、私たちは、領主の側に強い権力を感じながら、ことを処している。それはそれとして意味があるわけだが、フランスの場合、弱者が中心である。こうした法慣行の伝統といったものを、私は、領分明細を読みながら、感じた。

生れ、結婚し、死んで行くため欠かせない土地とか、家を、どう位置づけるかについての一つの立場を、私たちは、領分明細から、見るができる。この立場たるや、せっかくの土地とか、家を、決してもぎ取らないといった態度だろうか。社会の進歩のため、強者がなるべく強力になることは、一つの考え方である。しかし弱者を中心に考えて見るというフランスの伝統の片々でも、領分明細から見たことを、私は喜んだ。なぜなら、こうした立場こそ、今日、わが国で、もう少し検討されていていいと思う考え方と信ずる私だからである。今様にいえば、債権と債務、所有と利用ということで、どちらに重点を置いて、ことを処するかという問題提起になるのだろうか。債権よりは、債務、所有よりは、利用、に重点を移すということの運びに、フランス人は、どうやら、近代を感じていたようである。

所有をまっとうするために

領主は、自分を頼り、持ち込まれた土地とか、家を、収入源とも考えていた。それだけに、持ち込まれた土地とか、家が、自分から離れ、他の領主の下に流出して行くことは、領主として、たえられないところである。これを反映し、領主は、自分を頼り、持ち込まれた土地とか、家から召し上げる負担をめぐって、寛大な態度に出た。その模様を、私は、先ほど、領分明細から伝えたばかりである。

自明の通り、領主は、自分を頼り、持ち込まれた土地とか、家から、負担を召し上げるに際し、寛大であった。にもかかわらず、領分明細に記載された負担を召し上げるということ自体に寄せる領主の執着ぶりのなかに、私としては、やはり、かなり強いものを感じる。その間の事情を伝えるのが、公正証書とか、控とか呼ばれる文書である。私は、この本に、ソム県文書館所蔵のものから、公正証書、控を、アットランダムに拾い、並べて見た。それらのうち、控ということで、この本に掲げた文書は、領分明細に記載された負担を召し上げるに際し、領主が寄せる強い執着のほどを、雄弁に物語ってくれる。控とは、公正証書から要点を抜萃したものである。ご承知の通り、公正証書では、取り上げる範囲が、民事万般にわたり、それこそ、広い。にもかかわらず、家とか、土地をめぐり領分明細が伝えた負担のことを深めるため役立つ控が、今回の本で拾えた幸運を、私は喜

ぶものである。

この本に掲げた三点の控は、領分明細に記載された負担の徴収をめぐる、その実施細則といったものに相当する。掲げる控によれば、領分明細に記載の負担を召し上げることは、領主にとり、動かさないこと。だからこそ、領主は、確実に召し上げるための英知として、徴収を、富裕な第三者に委託するという方法に訴えすらした。所収の控でいえば、最後に出ている14。富裕な第三者の下には、領主を頼り、持ち込まれた土地とか、家から、領主が召し上げようと思ふ負担ぐらいのものに対し、いつも準備があるはず。領主はそうした準備を当て込み、徴収のため、自身で乗り出すことにとまらぬ危険と煩雑、事故と起伏を避けようとした。今や領主は、領分明細に記載された負担が、間違いなく自分のところまで届けば、それだけでいいという態度である。徴収を、富裕な第三者に委託することで支払わなければならない手数料など、所定の負担がコンスタントに領主まで届くということと比較したら、問題にならなかったのであろう。事実、負担を差し出すについて、約束に従い、コンスタントに差し出すことが、控を作成した双方の間で成立していた重要な合意事項であった。

この本に掲げた控のどれからも、そのことが、伝わって来よう。領主は罰則を設け、負担の完納を迫った。罰則というのは、負担が及ぶ土地とか、家の没収である。もはや、領分明細に記載された負担を差し出すことが、領主を頼り、持ち込んだ土地とか、家にとり、どれだけの意味を持ったか、明白であろう。約束に従い、負担を差し出している限り、領主を頼り、持ち込まれた土地とか、家が、領主によりもぎ取られることなしにすむのである。より有力な者との間の合意により、それだけの保証があったことは、この本に掲げた控が、いみじくも示すところ。今や、より有力な者により、もぎ取られない保証が与えられたというわけであるから、所有がまっとうされるということになる。

領主を頼り、持ち込んだ土地とか、家について、所有が可能なのは、領分明細に記載された負担を、間違いなく果しているという限りである。こうした負担は、定時に、継続的に課される。しかし、また、領分明細に記載されたかかる負担のほか、領主を頼り、持ち込まれた土地とか、家には、当然のこと、各種の負担が及ぶ。不定期の負担と呼ばれるのが、それである。領分明細には記載のないこれらの負担について、公正証書や控から、領主がそれらに対しどういふ対応をしたか知ることができ。

この本に掲げた控のうち、初出の控12では、領主を頼り、持ち込んだ時点で、相当額のことを差し出せば、不定期の負担すべてを、免除するという合意があったことを示している。今や、土地に及ぶ負担は、領分明細に記載されたものだけである。土地にまつわる負担の一半は、消えた。だから、土地に及ぶ負担を差し出す側が、その土地の所有について感ずる満足度は高くなる。しかし高い満足度に達するためには、有償であった。その限り、満足度の高い所有にありつけるのは、限ら

れた人間集団ということになろう。満足度の高い所有を、限定された人間から、人間一般のなかに
広く解放するため、やがてフランス人は、革命に向かい立つことになったのであった。

（経済学部教授）